

### 3 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	範 囲
勤務時間 (休憩時間を除く)	8 : 15 ~ 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00
勤務を要しない日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日、12 / 29 ~ 1 / 3

(注) 勤務場所及び職種により、勤務時間、勤務を要しない日、休日が異なる場合があります、それぞれ勤務時間を定めています。

#### (2) 休暇制度の概要・種類等（平成21年4月1日現在）

休暇の種類	有給・無給の別	概 要	
年次有給休暇	有 給	1年につき最高20日間	
病気休暇	有 給	負傷または病気のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その療養に必要な期間認められる休暇	
介護休暇	無 給	配偶者、子、父母、配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当な場合に認められる休暇	
組合休暇	無 給	職員団体の構成員として当該職員団体の業務に従事する場合又は当該職員団体の加入する上部団体の業務に従事する場合に認められる休暇	
特別休暇	有 給	主な特別休暇（種類・付与日数等）	
		産前休暇	出産予定日以前の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）
		産後休暇	出産日の翌日から8週間
		結婚休暇	7日以内
		忌引休暇	配偶者10日、父母7日、子7日、祖父母3日等
		ボランティア休暇	被災地における支援活動や身体障がい者施設・特別養護老人ホーム等で支援活動を行う場合、年5日以内
		妻の出産	出産の日からの2週間以内に3日以内
		子の看護休暇	小学校就学前の子の看護を行う場合、年5日以内
		育児参加休暇	妻の出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産後8週間までの間に、生まれた子又は小学校入学前の子を養育する場合、5日以内
夏季休暇	4日以内		

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成20年1月1日～12月31日）

年次有給休暇は、原則1年間に20日取得できますが、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度に翌年へ繰り越すことができます。

総取得可能日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
76,265日	20,528日	1,959人	10.9日	26.9%

(注) 対象職員数は、対象期間中の中途採用者、退職者、育児休業や休職の事由がある職員などを除きます。

(4) 育児休業等の取得状況（平成20年度）

育児休業に関する制度は、3歳未満の子を養育するため休業することができる「育児休業制度」と、小学校入学までの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる「部分休業制度」、同じく週20～25時間の勤務時間を選択できる「育児短時間制度」があります。

	育児休業 取得者数(a)	部分休業 取得者数(b)	(a)(b)のうち 両休業取得者数	育児短時間 勤務者
男性職員	0人	0人	0人	0人
女性職員	51人	11人	4人	1人
計	51人	11人	4人	1人